

# 第一次琴浦町総合計画

## 基本構想

平成19年 3月

琴 浦 町

# はじめに

琴浦町は、2004年（平成16年）9月1日に旧東伯町・旧赤碕町の2町が対等合併し、新しく琴浦町として誕生しました。合併に伴って策定した「新町まちづくり計画」の基本的指針をもとに「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」を琴浦町の将来像として決めました。

21世紀の日本は少子化と高齢化という二つの大きな変化と急速な高度情報化にともなう社会と経済のシステムの変化の中で人々の生き方、価値観が多様化しています。そのような中で、三位一体改革と市町村合併の推進という方向性で、地方分権が進められています。

こうした大きな社会変動のうねりの中で、平成の大合併という試練を乗り越えて誕生した琴浦町にとって「第一次琴浦町総合計画」は、この地域に住むすべての住民の未来を左右する、極めて重要な計画です。

各種施設の統廃合、新庁舎の建設、下水道の整備など十分な検討と慎重な展開が必要であり、行財政改革、地域経済振興対策、情報化対策、健康と福祉対策の充実、歴史文化の継承と創造など、私たちが克服、解決すべき課題が多岐にわたり山積されています。琴浦町は、地方交付税の見直しなど国の施策等による財政への影響は大きく深刻な状況にあります。この限られた財源の中でこれらの課題に向って、すべての住民が積極的に参画、協働し、「新しいふるさと」を自らの手で、創り上げる喜びを共有することが、今後の琴浦町のあるべき姿であると思います。

「第一次琴浦町総合計画」を策定するにあたり、町民の主体的参画による協働のまちづくりと行財政運営の自立を目指すことを明確に打ち出しました。

おわりに、本計画の策定にあたり慎重にご審議いただいた総合計画審議会委員の方をはじめ、行政地区座談会、町民ニーズ調査、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました皆様に対して、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成19年3月

琴浦町長 田 中 満 雄

# 目 次

<序 章> 総合計画とは	2
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の構成	3
3 計画の期間	3
<第1章> 社会的背景	5
1 琴浦町の概況	6
2 社会情勢の変化	9
3 琴浦町の主要課題	12
<第2章> 基本構想	15
1 琴浦町の将来像	16
2 まちづくりの基本理念	16
3 将来像実現のための基本施策	16
4 施策の大綱	18

# 序 章 総合計画とは

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画の期間

## 1. 計画策定の趣旨

地方分権の流れが加速する中で、自立した行政サービスの提供を行うためには、身近な基礎的自治体の行財政基盤の強化が急務となっています。また少子高齢化社会の進展は、今後の行政サービスの広域的な連携強化を求めています。そのような新しい地方のあり方が問われる中で、先進的に市町村合併に取り組み、2004年（平成16年）9月1日に鳥取県東伯郡東伯町、赤碕町が対等合併し、新しく琴浦町として町制施行しました。

町制施行後、初めて策定する琴浦町総合計画は、合併時に作成した『新町まちづくり計画』を踏まえながら、町の個性を見出し、選択と集中のもと、戦略性を持った町政運営の基本方針を示すとともに、町民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、協働しながら新しいまちづくりを進めるための指針となるものです。

また、琴浦町総合計画は、各行政分野の個別計画の上位計画であり、それぞれの計画との整合性を図ります。

### 〔参考〕 地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければなりません。

## 2. 計画の構成

琴浦町総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2つで構成します。

### ① 基本構想

琴浦町のまちづくりの基本理念と、それにより実現を目指す将来像、基本目標、施策の大綱を示すものです。

### ② 基本計画

基本構想に基づき、各行政分野の具体的施策を示すものです。

## 3. 計画の期間

基本構想は、2007年度（平成19年度）から2016年度（平成28年度）を構想期間とします。

基本計画は、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までを前期計画、2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までを後期計画の計画期間とします。



# 第1章 社会的背景

- 1 琴浦町の概況
- 2 社会情勢の変化
- 3 琴浦町の主要課題

# 1. 琴浦町の概況

## (1) 位置と地勢

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、県庁所在地の鳥取市には約 60km、米子市には約 35km、倉吉市には約 20km の距離にある地域です。南部は秀峰大山から連なる山地に囲まれ、北は日本海に面しています。町全体は、日本海岸を底辺として、南部の山地を頂点で結ばれる三角形を呈しており、中心街は日本海岸に沿ってつながっています。

町は、東西 15.2km、南北 18.5km、総面積 139.89km<sup>2</sup>で、その地勢は、総じて南は大山山麓台地と急峻な山地、北へ向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けています。日本海側は商工業地帯、中部は県下有数の生産・販売高を誇る農業、南側は大山滝、伯耆の大シイ、船上山などで知られる風光明媚な中山間地で多くの観光客が訪れる地域となっています。

丘陵地帯は普通畑、樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富です。東西に延びる海岸線は単調ながら遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っています。

区 分	琴浦町 A	中部全体	県全体 B	A/B(%)
〈町の面積〉 面積(km <sup>2</sup> )	139.89	606.07	3,507.17	3.99

(資料：平成 17 年国勢調査)

## (2) 気象条件

琴浦町全体での気温及び降水量は、平成 17 年・米子測候所の記録によると月別平均の最高気温は 8 月の 26.7℃、最低は 12 月の 4.0℃(年平均 14.8℃)、年間降水量はおよそ 1,700 mm で、降水量が多い地域といえます。平地部の積雪は比較的少なく、年間を通じて概ね暮らしやすい気象条件にあるといえます。

## (3) 人口と世帯数

平成 2 年以降の国勢調査結果によると、総人口は毎回減少しており、平成 17 年は 19,499 人で、平成 12 年より 943 人(4.6%)減少、平成 2 年と比較すると 2,237 人(10.3%)の減少となっています。

世帯数は、平成 7 年から平成 12 年までの 5 年間で 52 世帯(0.9%)増加の 6,030 世帯を最高に、平成 17 年までの 10 年間では、14 世帯(0.2%)の減少となっています。1 世帯当たりの人数は減少傾向が続いており、平成 7 年からの 10 年間で、3.54 人から 3.27 人と 7.6%の減少となっており、核家族化に歯止めがかかっていないことを示しています。

〈人口・世帯の推移（国勢調査）〉

区分	年次	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	昭和 60 年		前回比%		前回比%		前回比%		前回比%
総人口 (%)	22,326 (100.0)	21,736 (100.0)	△2.6	21,184 (100.0)	△2.6	20,442 (100.0)	△3.5	19,499 (100.0)	△4.6
0～14 歳 (%)	4,555 (20.4)	4,044 (18.6)	△11.2	3,533 (16.7)	△12.6	3,003 (14.7)	△15.0	2,656 (13.6)	△11.6
15～64 歳 (%)	14,221 (63.7)	13,599 (62.6)	△4.4	12,797 (60.4)	△5.9	12,024 (58.8)	△6.0	11,203 (57.5)	△6.8
65 歳以上 (%)	3,550 (15.9)	4,093 (18.8)	15.3	4,854 (22.9)	18.6	5,410 (26.5)	11.5	5,638 (28.9)	4.2
世帯数	5,810	5,826	0.3	5,978	2.6	6,030	0.9	5,964	△1.1
1 世帯当たり 人数	3.84	3.73	△2.9	3.54	△5.1	3.39	△4.2	3.27	△3.5

(注) 年齢不詳が、平成 12 年には 5 人と平成 17 年には 2 人あり、総人口と 3 区分別の合計とは一致しません。

(4) 産業の現状

産業構造の推移をみると、総人口の減少傾向を反映して就業人口総数も減少傾向にあります。産業別では、第 3 次産業が一貫して最も多く、就業者数、構成比ともに増大し続けています。第 1 次産業、平成 7 年の 25.5%から平成 17 年の 23.7%へ、第 2 次産業は、平成 7 年の 34.8%から平成 17 年の 25.5%へ就業者数・構成比ともに低下しています。

〈産業別就業者の推移〉

区 分	昭和 60 年	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	就業者 (人)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
総人口	22,326	21,736	100.0	21,184	100.0	20,442	100.0	19,499	100.0
就業者 計	12,719	12,494	57.5 (100.0)	12,188	57.5 (100.0)	11,257	55.1 (100.0)	10,345	53.1 (100.0)
第 1 次 産 業	4,072	3,700	17.0 (29.6)	3,114	14.7 (25.5)	2,705	13.2 (24.0)	2,455	12.6 (23.7)
第 2 次 産 業	4,198	4,294	19.8 (34.4)	4,243	20.0 (34.8)	3,696	18.1 (32.8)	2,635	13.5 (25.5)
第 3 次 産 業	4,441	4,500	20.7 (36.0)	4,831	22.8 (39.6)	4,855	23.8 (43.1)	5,194	26.6 (50.2)

(注) 1. この表では「分類不能」が含まれていないため、各産業の合計と就業者計とは一致しません。

「分類不能」が、平成 12 年には 1 人と平成 17 年には 61 人あります。(資料：国勢調査)

2. 構成比の外数は総人口に対する割合であり、( ) 内の数値は就業者総数に対する割合であります。

## (5) 人口・世帯数の推移

### 1. 総人口

琴浦町の人口を平成12年から平成17年の2度の国勢調査結果に基づき、センサス変化率法により今後の構想期間10年間の推計を行った結果(平成19年から10年間の推計)は下表のとおりとなり、これまでの傾向をそのまま維持すれば、減少傾向になることが予測されます。

### 2. 3階層別人口

平成28年の年少人口は、2,170人(構成比12.8%)と推計されます。

生産年齢人口は、平成28年には9,150人(構成比53.8%)と推計されます。

高齢者人口は、今後とも増加が続き、平成28年には5,680人(構成比33.4%)となり、ほぼ3人に1人が高齢者になるものと推計されます。

### 3. 世帯数

1世帯当たり人数については、昭和60年から平成17年までの国勢調査結果に基づきトレンド法により推計した結果(一次式を採用)、平成23年には3.09人、平成28年には2.94人と予測され、これを総人口の予測結果から(総人口の予測結果/1世帯当たりの人数)求めた世帯数は、平成23年5,920世帯、平成28年5,780世帯と予測されます。

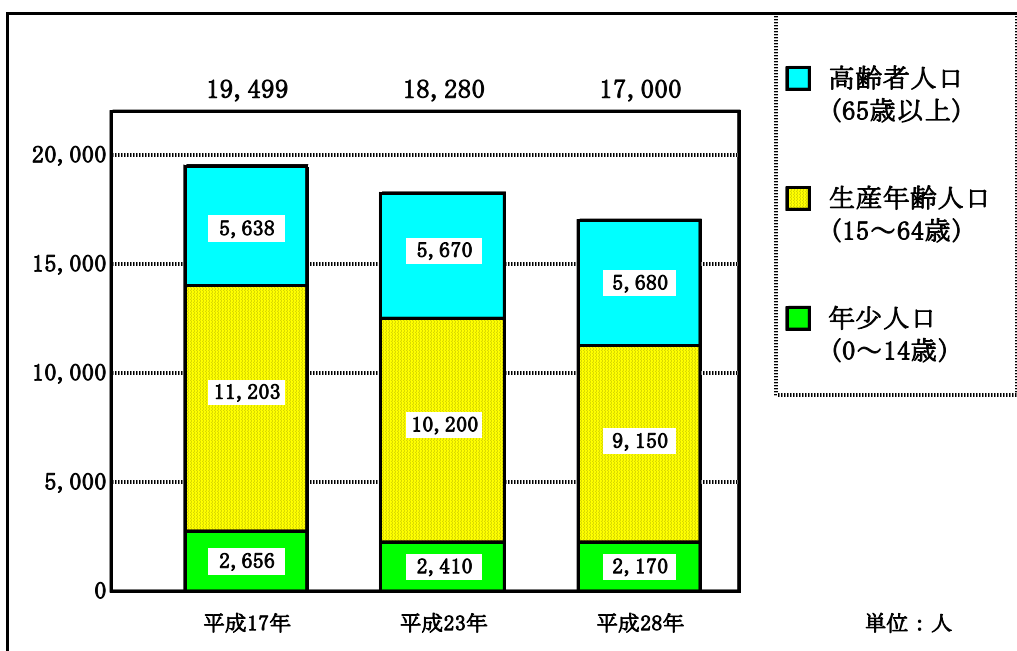
※ なお、推計数値は10単位にまとめてあります。

〈人口推計結果〉

(単位：人、%)

項目	年	平成17年	平成23年	平成28年	前回比	
					H23/H17	H28/H23
総人口		19,499	18,280	17,000	△6.3	△7.0
	年少人口 (14歳以下)	2,656 (13.6%)	2,410 (13.2%)	2,170 (12.8%)	△9.3	△10.0
	生産年齢人口 (15～64歳)	11,203 (57.5%)	10,200 (55.8%)	9,150 (53.8%)	△9.0	△10.3
	高齢者人口 (65歳以上)	5,638 (28.9%)	5,670 (31.0%)	5,680 (33.4%)	0.6	0.2
世帯数		5,964	5,920	5,780	△0.7	△2.4
一世帯当たり人数		3.27	3.09	2.94	△5.5	△4.9

注：年齢不詳が、平成17年には2人あります。



## 2. 社会情勢の変化

### (1) 少子高齢化

2000年(平成12年)に1億2,693万人の日本の総人口は、2004年(平成16年)に1億2,778万人でピークに達した後、減少に転じ、2050年(平成62年)におよそ1億60万人になると予測されています。

また、2000年(平成12年)現在5.7人に1人が65歳以上の高齢者ですが、2016年(平成28年)には3.8人に1人が、2050年(平成62年)には2.8人に1人が65歳以上という、世界で最も高齢化の進んだ超高齢社会国になると予測されています。

高齢者の介護を誰が担うのか、公的年金制度を維持できるのか等課題は多く、高齢者人口の増加による高齢社会の進行に対応し、社会参加の促進や在宅福祉サービスの充実等、高齢者一人ひとりが人生80年時代を、住み慣れた地域や家庭で、心安らかに暮らせる生きがいに満ちた社会の実現が求められています。

一方、若年層の減少や未婚率の上昇、晩婚化の進行等により1人の女性が一生の間に産む子どもの数(合計特殊出生率)は1.25人(2005年)となっており、出生数の減少に伴う少子化が進んでいます。少子化による人口減少は、消費活動の低迷や働き手の減少等、経済への悪影響も問題となります。

このまま少子化が進行すると、子どもの自主性や社会性が育ちにくいといった弊害や社会の活力が低下することが懸念されます。子ども達が健やかに育つ環境づくりや総合的な少子化対策の推進により、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現が求められています。

## (2) 価値観の変化や生活様式の多様化

生産重視から生活重視、さらには、物の豊かさから心の豊かさへと人々の価値観が変化し、また労働時間の短縮や人生 80 年時代の到来による自由時間の増加、核家族化の進行、女性の社会進出等により、人々の生活様式も多様化しています。

このため、これまでの仕事中心から、家庭や地域社会を重視した、ゆとりのある生活や自由時間をいかした様々な活動を通して、生きがいを見いだせるような社会づくりが求められています。

また、価値観の変化や生活様式の多様化に対応し、生活の中で、生涯にわたって真の豊かさが実感できるような町民生活の実現や、快適な生活環境の整備が求められています。

## (3) 循環型社会への転換

社会経済の発展に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊等の環境問題が地球的規模で深刻化しつつあります。住みよい環境を守るため、かけがえのない自然の大切さを再認識し、住民・企業・行政が一体となって、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や経済活動を見直し、自然との共生と環境への負荷の少ない循環型社会（注1）への転換が求められています。

**(注1) 循環型社会:**大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会です。

## (4) 国際理解・国際交流の進展

21世紀の国際社会はIT (information technology) に代表される情報通信や輸送・交通手段の急速な拡大と発達により、時間と距離を越えた交流が可能になり、人・もの・情報の急速な国際化が進んでいます。

また国や民間レベルにおいて開発援助や自然災害救援、国際紛争の解決、地球温暖化対策など世界規模での協力や連携が行なわれています。

環日本海諸国の一員として、成長の著しいアジア諸国との関係強化・改善はもとより、国際交流は政治・経済面のみならず、文化・芸術・スポーツなど多様な分野で実施され、これにより相互理解が進み、友好や信頼関係を構築することが求められています。

## (5) 高度情報化社会の進展

情報通信分野での技術革新はめざましく、高速・大容量通信が可能なブロードバンド環境の爆発的な普及やコンピュータ、携帯電話の高機能化など情報通信基盤の整備によって膨大・多様な情報を気軽に得られるようになりました。

情報通信基盤の整備が整いつつある今、いかに情報通信技術を活用して少子高齢化や産業・雇用構造の変革などの社会問題を解決し、日常生活や経済活動に潤いをもたらすかが課題となっています。このような状況下で国は、生活のすみずみまで情報通信技術を浸透させることを目標とした「u

ー J a p a n 政策(注2)」を策定し、様々な社会問題の解決に向けて諸施策の実施を行なっています。

放送分野では、電波のデジタル化が進められており、テレビ放送ではBS・CS放送が既にデジタル化され、もっとも身近な地上波は順次デジタル化されています。デジタル化によって映像や音声が高品質となるだけでなく、データ放送を使用した暮らしに役立つサービスの登場が期待されています。2011年(平成23年)7月24日までにテレビ地上波は完全デジタル化される事になっており、従来の放送設備やテレビのデジタル化対応が急務となっています。

情報通信技術の発展とともに、コンピュータウイルス(注3)やスパイウェア(注4)と言った悪意あるソフトウェアが数多く発生し、新たな脅威となっています。これらソフトウェアによりコンピュータから重要な機密情報が流出するといった事象が発生しており、情報資産を守るための安全対策を継続的に行なうことが求められています。

**(注2) u-Japan政策** (ユビキタスネット・ジャパン政策) :ユビキタス(あらゆる人や物が結びつく)ネットワーク社会の形成を推進する政策です。

**(注3) コンピュータウイルス**:コンピュータに被害をもたらす不正なプログラムの一種です。

**(注4) スパイウェア**:利用者のプライバシー情報を製作者に送信するソフトウェアです。

## (6) 広域交流化の進展

交通基盤の整備により、生活圏域や交流圏域の拡大等、日常生活圏の広域化が一層進展しています。このような広域化の進展に伴い、町民レベルでの様々な交流、都市と農山漁村の交流等が活発化しています。周辺自治体との交流のみならず、行政の枠組みを超えた様々な広域的な交流を支援、促進していくことが求められています。

## (7) 地方分権の推進

国土の均衡ある発展と地域における行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方分権の推進が不可欠です。1995年(平成7年)7月の地方分権推進法施行以降、地方分権の流れは一步一步具体化しつつあり、今後も国と地方の役割分担の見直しや権限の移譲、地方の自主財源の強化等を積極的に行う必要があります。

地方においては、住民の身近なサービスが国・県から市町村へと権限が移譲されることにより、地域の問題は地域自らの判断と責任において取り組むことが求められてきます。

このため市町村は、行政サービスの複雑化・多様化に対し、行政能力が問われるだけでなく、住民自身の選択と責任のもと、住民と行政が一体となってまちづくりを進めることが求められています。

## (8) 産業・雇用構造の変革

国内の産業構造は、情報関連サービスやリース等の対事業所サービスの需要拡大、保健・医療・福祉、環境、余暇・レジャー等の面における消費者ニーズの多様化・高度化を背景に、経済のソフト化・情報化・サービス化がより一層進展していくと予想されます。

また、企業は、生産拠点の海外移転等、世界規模で事業展開しており、特にアジア地域との相互依存、水平分業関係を深化させていくものと考えられます。そのため、国内産業の生産部門の空洞化も進行しています。

このような産業の国際化と、国際的な競争の激化、情報化、知識集約化、技術革新の進展を背景に、日本の産業構造は大きな転換を迫られており、経済的規制の撤廃・緩和による開かれた経済社会への転換はもとより、日本の歴史と経験に裏づけられた付加価値を高め、日本ブランド（メイドインジャパン）の浸透が進められています。

労働力人口が減少している少子・高齢化の中、各年齢層の適性や経験を活かした就労を促進し、企業の安定経営と国民の生活基盤の安定化が求められています。

### 3. 琴浦町の主要課題

#### (1) 自立を目指した活力ある産業基盤の整備

経済のソフト化・情報化・サービス化、第1次産業、第2次産業から第3次産業への急激な構造変化、少子高齢化等に伴い、各世代の労働力需給の変革が迫られる中で、産業集積力の弱い町においては、経済的基盤である安定した働く場の確保が求められています。

特に、若い世代の働く場が不十分なため、若い世代ほど定住意識が低くなる傾向が見られます。

少子高齢化の進行は速く、将来を担う世代の育成を考えると、人口の少ない世代が安心して暮らし働くことのできる環境をつくる必要があります。

そのため、産官学の連携や環境、福祉、情報等の成長産業分野での雇用創出等、若者が魅力を感じる活力ある新規産業基盤づくりを進めることが重要です。

#### (2) 少子高齢社会に対応した総合的な施策展開

少子高齢に伴う人口年齢構成バランスのひずみが懸念され、少子高齢対策は、今後のまちづくりにおける重要な課題です。

また、安心して子どもを産み、育てることのできる支援体制の整備や高齢になっても健康で安心して暮らせるまちづくりのため、健康・医療・福祉をはじめとした、あらゆる分野において行政と民間が協働した総合的な施策の展開が必要です。

#### (3) 安全で快適な暮らしを支える生活基盤の整備

施設の有効な利活用について、利用者の視点に立って見直すとともに、町としての一体性を高めるために、各地域間の連携を強化する道路等の基盤整備を進め、地区の骨格づくりをすることが重要です。

また、町民一人ひとりが安全への意識を高め、安全で安心して暮らせるまちづくりを町民と

協働で進めていくことが必要です。

#### (4) 豊かな自然環境と保全とふれ合いの充実

自然への愛着や誇りは、町民の多くが持っています。日本海を望む海岸部、緑の山々が連なる風景、社寺の杜やのどかな田園風景などこれらは先人たちが守り育ててきた財産です。海から山までの自然豊かな自然環境は町の特徴として活かしていく必要があります、自然環境に配慮した適切な土地利用と多様な自然に親しめる環境づくりや仕組みづくりが必要と考えられます。

子どもの頃から自然とふれあい、環境保全の意識を高め、水や緑に恵まれた美しい郷土を次世代に引き継いでいくことが重要です。

#### (5) 町民の主体的参加による協働のまちづくり

これからの行政は、厳しい財政状況の中で、住民が満足できるサービスを提供していかなければなりません。そのためには、町民ニーズの多様化に対応した行政展開ができる新しい時代にふさわしい行政システムを構築することが必要です。

町民の町政への参加意識やコミュニティー活動への参加意欲の向上を促しながら、地域での問題解決に町民が主体的に関わり、自らが行動化するよう意識変革を働きかけ、行政と協働して取り組んでいく仕組みをつくることが重要です。

#### (6) 自立を目指した行財政運営

町の財政は、経済情勢や国の制度改革等の諸要因が重なり、緊迫した状況です。

そのため、あらゆる視点から歳入確保と歳出抑制対策を行い、社会情勢の変化を盛り込み、中長期の財政計画を策定し、計画的な財政運営を行っていくことが不可欠です。

合併による効果を、より一層強固なものにするため、常に新たな政策課題に対応し得る、弾力性を持った行財政システムを構築することが必要です。

#### (7) 環境型社会づくり

地球的規模での環境問題への関心が高まり、自然環境と調和した、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現が求められています。

これらは、地球温暖化や廃棄物問題に深く関わっており、町民・事業者・行政が協働して社会全体で取り組んでいくことが必要です。

社会のあらゆる局面に、循環型社会・環境保全の思想を根付かせ、省エネルギー、省資源(注1)、リサイクルの資源循環型の生活様式、産業活動に転換していくことが重要です。

(注1) **省資源**:製品の過剰な生産・消費を抑制し、再利用するなどして、資源の効率的な利用を図ることです。

#### (8) 郷土を愛し共に助け合う心豊かで自立した人づくり

社会構造の変化や価値観の多様化等が進む中で、人々の家庭や職場、地域等への帰属意識、お互いのふれ合いや支え合いの意識が薄れているといわれています。個々人の心のゆとりや豊

かさを追求し、個性や個人の能力を発揮するといった個人の生き方を尊重する時代となってきました。琴浦町の将来を担い支え築いていく人づくりが重要です。

古くから地域に根ざした歴史と伝統・文化を学び、郷土愛を育てていかなければなりません。

自ら学び自ら考え、個性や創造性を発揮できる、自立した人材を産み育てながらも、お互いの個性や人権を尊重し、町民が共に助け合う心を持ち、支え合いつつ、お互いが幸せを実感できるよう共に手を携える地域をつくることが重要です。

## 第2章 基本構想

- 1 琴浦町の将来像
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 将来像実現のための基本施策
- 4 施策の大綱

## 1. 琴浦町の将来像

琴浦町として、目指すべきまちづくりの基本方向を踏まえて、琴浦町の将来像を次のとおり設定します。

### ○ 琴浦町の将来像

#### ・「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」

21世紀の新時代に新たな町を形成し、豊かな自然・歴史・文化・産業そして人を礎に郷土の未来を築いていきます。

## 2. まちづくりの基本理念

住民ニーズ、地域特性・資源、現行総合計画の分析を踏まえて、琴浦町として目指すべきまちづくりの基本理念は、次のとおりまとめられます。

### ○ まちづくりの基本理念

恵まれた豊かな自然環境、これまで育まれてきた郷土の歴史、文化、産業を踏まえ、次の基本理念を掲げながら新しいまちづくりを目指していきます。

#### ・「自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）」

大山山系に源を発する豊かな水と緑、その裾野を紺碧に広がる日本海に注ぐ、その恵まれた自然と天然資源との調和を保ちながら、住んでみたくなる、住んでみて良かったと思われる文化の香りがするまちづくりを進めます。

#### ・「希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）」

お互いの顔が見え、笑顔で接し合う、ひとのつながりを大切にしながら明るく元気で過ごす活力あるまちづくりを進めます。

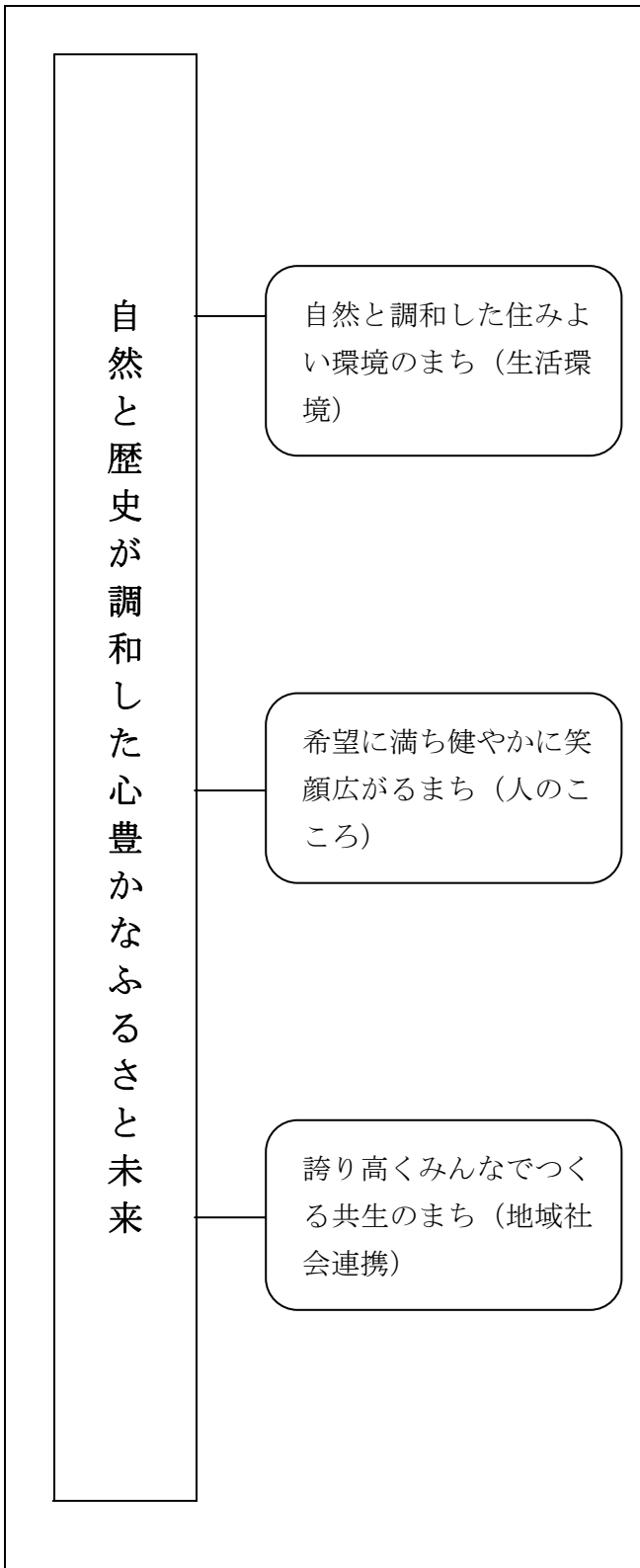
#### ・「誇り高くみんなで作る共生のまち（地域社会連携）」

郷土に暮らす人みんなが協働してまちをつくっていく、一人ひとりを大切にしながら活力ある産業や生活基盤を築き、郷土愛を育み、生きていく地域社会づくりを進めます。

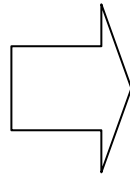
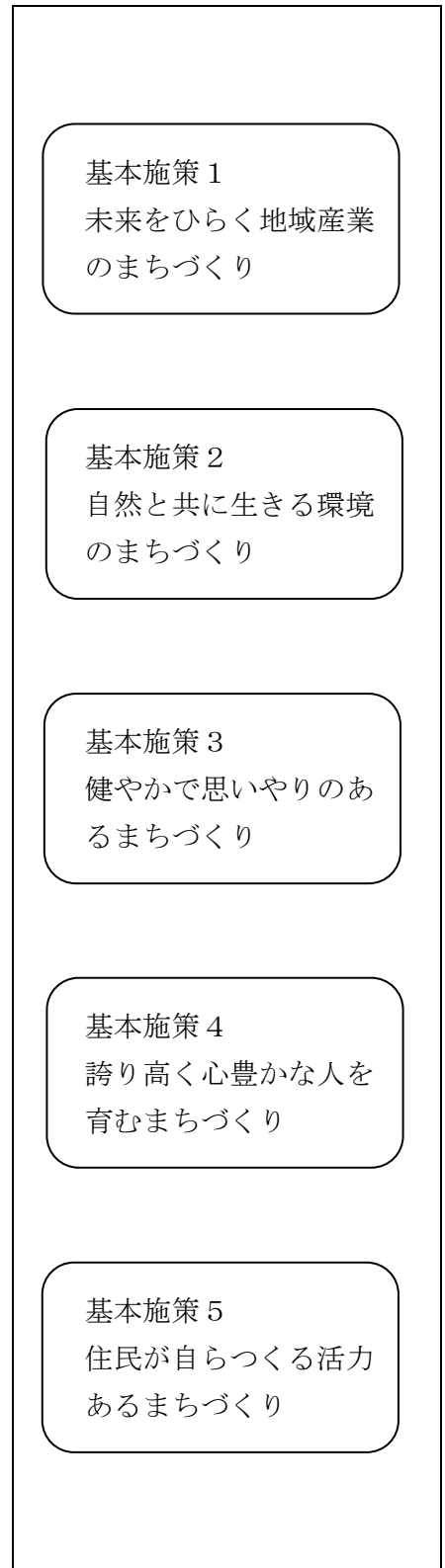
## 3. 将来像実現のための基本施策

琴浦町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の実現を図るため、次のとおり5つの基本施策を定めます。

[琴浦町の将来像]



[基本施策(5つの柱)]



## 4. 施策の大綱

### 1 未来をひらく地域産業のまちづくり

#### (1) 農林水産業の振興

恵まれた自然環境の中での農林業や水産業は重要な生活基盤として位置づいています。緑の大地と肥沃な耕地を活かして安全・安心・新鮮で美味しいもの作りと生産者と消費者が顔の見える関係を築きながら付加価値の高い産業として、今後とも振興を図っていきます。食の安全・安心志向を受け、生産履歴（トレーサビリティ）を明確にするとともにポジティブリスト（残留農薬基準）を遵守し、地域農業を確立し消費者の信用を高め生産販売活動を進めます。地産・地消の自立した取り組みを確立し女性や高齢者のやりがい対策を支援します。

また、担い手の育成や集落営農の育成に努めながら、農地の有効活用を図るため、農地集積や遊休荒廃農地対策を積極的に促進します。そして農業経営の法人化や企業の農業参入などにより経済活動の活発化を図ります。

畜産振興では畜産公害等環境対策にも配慮しつつ更なる環境にやさしい振興策を講じます。農林水産業の体験交流活動を積極的に取り入れ、新規就農者等の支援を積極的に行い後継者育成を図ります。

林業振興については計画的な間伐、保育、樹種転換などの森林施策を促進します。水産業については種苗の放流など栽培漁業の振興策を講じながら地場で採れた水産物の加工販売を支援します。また、新規就漁者の育成に努めます。

#### (2) 商工業の振興

商業の発展を考えるには、きめ細かく迅速な消費者ニーズの対応と楽しく安心して地元で買い物やサービスを受けられる地域づくり、情報化対策、経営基盤の強化、交通基盤整備が不可欠であり、その推進を図ります。また、工業の振興に向けて既存企業の体質強化を図るとともに、とりわけ製造業においては地元産品を主体とした食品加工の振興に努め、産地特化を推進します。

一般国道9号東伯・中山道路との関連を考慮した社会基盤の整備を行い、地元企業との調和、自然環境の保全を図りながら、企業誘致や産学官が連携した起業支援を働きかけ、町民の雇用を促進し、町経済基盤の安定を図ります。

#### (3) 観光振興対策

地元には国・県・町指定をはじめ、名所、史跡、天然記念物が多く、これらの特性を活か

した観光振興に町を挙げて取り組み、積極的な観光宣伝、観光ボランティアガイドによる観光案内などサービスの充実に努めます。

また、町内には歴史的、文化的に価値のある町並み、集落が存在しています。これらの埋もれた観光資源にスポットをあて、地域住民と一体となり地元の魅力を再認識し、地域と協働して、新たな観光地づくりを目指します。

#### **(4) 雇用対策**

各産業分野において経営基盤の安定化を図る方策を講じ、各年齢層が安心して、生き甲斐を持って働き、豊かな生活を送れるよう努めます。

雇用形態が変化する中で、既存企業との連携、企業誘致による雇用の増加を図り、特に若者の雇用の安定化を進めるとともに、経験の豊かな高齢者、障害のある人の適性を活かし、全ての雇用者の人権が尊重され安心して働ける職場づくりを目指します。

## **2 自然と共に生きる環境のまちづくり**

### **(1) 道路の整備**

町の産業・観光を振興し、活力あるまちづくりを進めるため、一般国道9号東伯・中山道路の整備を促進します。

一般国道9号東伯・中山道路への県道・町道等の接続道路や主要幹線道路の整備を環境に配慮しながら進め、広域的な連携と地域の活性化を図ります。

### **(2) 公共交通対策**

鉄道、バスなどの公共交通は、町民の交通の利便を図るだけでなく、安全、快適で環境にやさしい移動手段として、極めて重要な役割を果たしています。マイカーの普及により利用者が減少傾向にあるなか、公共交通の認識を高め、利用者の増加に向けた利便性の高い取り組みを行います。

町内バスの運行について町民のニーズを踏まえ、鉄道、広域路線バスとの連携を図りながら利便性の向上を図ります。

### **(3) 市街地（町並み）の整備**

地域の特性を活かしながら地域住民はもとより、自然、環境、資源並びに高齢者、障害のある人等に配慮し、より多くの観光客の来訪を見込める調和のとれた快適な都市空間の実現を目指して、駅周辺を含めた市街地（町並み）の整備を進めます。

### **(4) 地域情報化対策**

放送のデジタル化、双方向情報通信に対応するため、現在のCATV施設のデジタル化対応を行い、情報通信環境の向上を図るほか、町内公共施設のネットワークの高度化、保健・医療・福祉・防災等生活に身近な分野での利用を検討します。

行政で保有している個人情報を含む重要な情報資産をコンピュータウイルスやコンピュータの操作ミスによる情報流出を防ぐため、セキュリティーポリシー(注1)の策定を行ないます。

(注1) **セキュリティーポリシー**: (情報システムなどで) 安全確保のための詳細な指針です。

## (5) 住宅・住環境の整備

町の活性化、若者の定住促進のためには、住宅の確保が必要です。また、低所得者・高齢者等幅広い層のニーズに応える居住空間も求められています。このため質的向上を図りながら、公営住宅の整備充実、分譲宅地の販売促進に努めます。

## (6) 公園・緑地の整備

市街地の公園は、災害発生時の緊急避難場所としても重要な役割を担っていることから、安全性と緑地空間に配慮した公園として整備します。

また、山・川・海岸線などは豊かな自然とふれあう場を提供していくための整備とPRに努めます。

## (7) 上水道・下水道の整備

上水道については、安全で安心して飲める水を供給できるよう計画的な施設整備に努めるとともに、維持管理体制の充実・強化を図ります。

また、公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等の下水道施設整備を積極的に推進し、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図っていきます。

## (8) 環境衛生とリサイクル対策の充実

生ごみのリサイクル等の検討を進めるとともに、ごみの分別収集を徹底して、減量化・再資源化・再利用の取り組み強化を図ります。

また、海岸や河川、山林への不法投棄が深刻な問題になっており指導監視体制を強化し、積極的な美化運動の啓発を促進します。

## (9) 防災・消防・救急・国民保護体制の充実

災害時における初動体制の確立、防災通信網の整備など防災体制の充実を図ります。さらに、町民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立に努めるとともに、地域安全活動の推進を図っていきます。

住民の生命・財産を守るため消防体制・施設整備の拡充を図り、広域消防との連携のもとに総合的な体制の強化を図ります。

また、救急体制については、緊急救援の体制づくりに取り組みます。

万一の大規模なテロや有事に対応するため、琴浦町国民保護計画に基づく体制づくりを進めます。

#### (10) 交通安全・防犯体制の充実

交通安全施設の整備や交通安全啓発活動等を通じて、交通安全意識を高め、交通事故を減らす取り組みを推進します。

また、地域社会と行政が連携して、防犯安全活動・啓発活動の促進に取り組み、防犯意識の高揚を図りながら、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

#### (11) 自然・歴史的環境の保全

豊かさを基礎としたまちづくりを推進するため、水と緑の自然環境の愛護意識の高揚を図り自然の生態系の保全に努めます。

古くからの優れた自然景観や歴史的史跡を守り育てるとともに、人と自然が共生できる快適な地域環境を創出します。

#### (12) 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備

砂防堰堤、治山施設等の設置などにより、土砂災害防止に努めるとともに、森林が本来持っている土砂災害防止機能、水源涵養機能を活用するため、広葉樹を含め、多様な樹種の植栽、森林整備を行い、山林の荒廃防止に努めます。

また、水害を防止するため、生態系の保全に配慮しながら河川の改修など治水対策を推進します。さらに、港湾・海岸については地域の特性を活かした整備を促進して、住民の安全を確保します。

#### (13) 地球温暖化対策の推進

2005年、京都議定書が発効されるなど、地球温暖化防止に対する関心が高まっています。町としても二酸化炭素の排出を削減するための代替エネルギー設備として、風力発電、小水力発電、太陽光発電、バイオマスなど地域の自然エネルギーを活用する取り組みを推進していきます。

また、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すとともに、環境ボランティア団体の育成にも取り組みます。

#### (14) 国土調査事業の推進

土地に関する資料は明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）をもとにしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地の実態を正確に把握することができません。

限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要があります。地籍調査により作成された「地籍簿」と「地籍図」の写しが登記所に

備え付けられ、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものです。

### 3 健やかで思いやりのあるまちづくり

#### 1) 保健、医療、福祉の充実

##### (1) 保健・医療の充実

広域的な医療機関との連携・協力を図り、夜間、休日の医療体制並びに緊急時の応急・救急医療体制等地域医療体制の整備、充実に努めます。

疾病の予防及び早期発見・早期治療が重要であることから、住民検診や健康相談・健康教育・家庭訪問などの充実に努めます。

安心して子どもを産み育て、心身ともに健やかな子どもが育つまちとして、育児相談や訪問指導、健康診査など母子保健の充実を目指します。

##### (2) 地域福祉の充実

近年、就業構造や社会環境の変化、家族構成の多様化などにより地域での福祉力（支えあう機能）が低下しつつあります。このため、福祉の担い手の養成や福祉学習の充実を図り、一人ひとりができるところから参加、協力できる環境を整備するなどボランティア活動を支援します。

また、協働のまちづくりの理念のもと、住民と行政が一体となった地域福祉ネットワークの形成により、いきいきと安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めます。

##### (3) 高齢者の生きがい対策、福祉の充実

高齢社会を迎え、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、元気でいきいきとした生活を送るため、保健、医療、福祉、生涯学習、生活環境などの各種施策を総合的に推進します。

また、高齢者が培ってきた英知や技を発揮できる機会の充実や子ども達との世代間交流など、高齢者の社会参加を促進します。

介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して生活を営むことができるよう、関係機関との連携のもと、社会的な介護支援体制の整備を進めます。

##### (4) 児童福祉・子育て支援対策の充実

少子化の進むなか、子どもを安心して産み、健やかに育てる環境づくり、保育サービスや子育て支援の充実、負担軽減など環境改善に努めます。

また、子育てに関する相談、情報提供、サービス提供などを総合的に展開する子育て支援センターの充実を図ります。

#### (5) 障害者（児）福祉の充実

ノーマライゼーション(注1)の理念のもと、住み慣れた家庭や地域で自立した暮らしができる社会を実現するため、障害のある人の社会参加を促進するとともに、健康づくり、福祉サービス、バリアフリー(注2)、雇用の拡大など総合的な環境づくりに努めます。

また、障害児保育・教育における環境の整備や支援体制等の充実を図るとともに、心身に障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。

**(注1) ノーマライゼーション:** 高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべての人が、人間として社会の中で同じように生活し、活動できることが社会の本来あるべき姿、という考え方です。

**(注2) バリアフリー:** 障壁のないという意味。段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害のある人に配慮をすることです。製品設計にも応用されています。

#### (6) 母子・父子福祉の充実

母子家庭や父子家庭が増加傾向にあることから、子ども、親、共に健やかな生活ができるよう、福祉関係機関との連携を密にして相談指導体制を充実するとともに、各種手当などの経済的支援や子育て支援等に努めます。

#### (7) 人権意識の高揚

人権尊重のまちとして、厳存する部落差別の解決をはじめ、男女共同参画の意識の高揚を図るとともに、子どもや女性、高齢者、障害のある人、病気に関わる人、在住外国人など一人ひとりの人権を尊重し、「あらゆる差別をしない、させない、許さない」を基本としたまちづくりを進めます。

また、住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、明るい社会を築くため、家庭・学校・地域社会・職域など、さまざまな機会を通して、人権・同和教育や啓発活動を総合的に推進していきます。

## 4 誇り高く心豊かな人を育むまちづくり

### (1) 幼児教育の充実

地域社会の中で家庭と幼稚園、保育園等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境の整備、就学前教育から小学校への一貫した教育体制を整備します。将来的には保幼一元化(注1)を目指して、幼稚園(注2)を含め検討していきます。

**(注1) 保幼一元化:** 保育園と幼稚園の一体化（機能を併せ持つ）のことです。

**(注2) 幼児園:** 幼稚園と保育園が一つの建物にあり、職員室、運動場などの施設を両者が共有している施設などを「幼児園」という通称で呼びます。

## (2) 学校教育の充実

子ども達の主体性を重視する学習とあわせて、豊かな人間性を身に付け、心身ともに健康でたくましい子どもの育成を基本とした学校教育を推進します。基礎学力を身につけ社会性、道徳性を培うため、情報教育や国際理解教育をはじめ創造力を高める教育を進め、教育内容や指導體制・教育環境の整備充実を図ります。また、地域に根ざした教育文化を推進し、開かれた学校づくりを目指します。将来的には小学校の統廃合を検討していきます。

## (3) 生涯学習の充実

幼少期から高齢期までの段階に応じた情報の提供を行うとともに、社会変化や住民ニーズに応え、生涯学習を総合的に進めていく施設整備、指導體制の充実、多様な教育機会の提供に努めます。

子ども達が地域での伝統行事や諸活動への参加、自主的な活動の展開を積極的に推進します。さらに、21世紀を担う青少年の健全育成のため、地域でのふれあいや世代間交流を深めるとともに環境の整備・啓発活動を推進します。また、女性が生きがいを持ち、多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野へ参画していけるよう学習機会を充実し、自主自発性の高揚を図ります。

## (4) 人権・同和教育の充実

人権についての住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別のないまちを築くため、あらゆる場や機会を通して、一貫した人権・同和教育、啓発活動を推進します。

## (5) 地域文化の振興

地域の歴史、芸術、文化に幼年期から親しんでいくことが必要であり、親しむ機会、場所、情報の提供をはじめ文化活動のネットワークづくりを進めていきます。地域に根ざした伝統行事、伝統芸能の保存継承を推進するとともに、文化財保護に努め、文化施設の活用促進や既存施設の整備、機能の改善を図ることにより、高度情報化社会の進展といった時代の新たなニーズに対応した新しい文化の創造に努めます。

## (6) スポーツ・レクリエーションの振興

多様化するニーズに応えるため、体育施設の整備をはじめ既存施設を有効利用し、活動の推進と地域住民の健康増進を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ(注3)の推進を図るため、指導者・各種団体の育成、各種講習会・教室等を積極的に開催し、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

**(注3) 総合型地域スポーツクラブ:** 活動の拠点となる施設を中心に、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのことで、多様な興味・関心、さまざまな技術レベルを持つ人々が、世代を越えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことのできる場です。

## 5 住民が自らつくる活力あるまちづくり

### (1) 住民参画・地域活動の推進

「町民と行政が協働して取り組むまちづくり」を進めていくため、町民が行政に対して意見・提言できる仕組みを整えてきました。今後は町民と行政が気軽に、かつ積極的に意見交換できる仕組みを構築していきます。

また、各種審議会等の運営の活性化を図るとともに、積極的に行政情報公開を行うなど、町民からの意見・提言に対応できる体制づくりに努めます。

地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体の育成や各種団体等の自発的な取り組みを支援します。

### (2) 男女共同参画社会の推進

男女が互いに尊敬し、ともにその個性と能力をもって、積極的に社会参加をしていくための男女共同参画条例が制定されました。性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するため、社会のあらゆる分野における取り組みが求められています。こうした現状を踏まえ男女共同参画に関する行動計画を策定し、家庭、地域、職場等でその互いの能力が発揮できるよう各役員会、委員会等への女性の積極的な登用や指導者の養成を推進します。

### (3) 国際・国内交流の推進

国際交流は、住民が異文化体験を通して国際感覚を醸成するとともに、相互理解と自国の文化や伝統に対する認識を深めることで、ふるさとの素晴らしさを再認識する機会を提供します。

町では国際交流員や外国語指導助手を招致し、町の将来を担う児童や生徒、そして町民に語学や国際理解の機会を提供するとともに、民間交流の促進を図るために、国際交流団体の育成や支援を行います。

友好親善交流協定を締結している韓国麟蹄（インジェ）郡や友好交流を行なっている蔚珍（ウルチン）郡との交流を促進し、国際感覚の豊かなまちづくりを推進します。

国内交流は地域振興や活性化を図るために、他の自治体や民間団体及び町出身の県外在住者と連携を図り、産業・観光・文化など多様な交流活動を行い、魅力あるまちづくりのために情報発信・収集に努めます。

#### (4) 行財政運営の効率化

急速な社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応した新たな施策に積極的に取り組むとともに、合併による町の広域化に対応するため、行政事務手続きの電子ネットワーク化を推進するほか、公正で開かれた町政運営を推進し、効率的かつ効果的な行政運営の確立に努めます。

健全な財政運営を進めるため、長期的視点に立って計画的に財源の公正かつ効率的な配分を行うことにより、財政基盤の強化を図るとともに、行財政の効率化を進めるため、バランスシート(注1)の作成など行政評価制度の導入に向けた検討を行います。

**(注1) バランスシート:** 一定時点(通常は決算日)における財政状態を表示した会計報告書のことです。バランスシートは、資産の部、負債および資本の部からなる複式簿記となっており、資産の部は資金の具体的な運用形態を示し、負債および資本の部は源泉形態を示しています。バランスシートは資金を運用と源泉の二面から把握した計算書ですので、資産合計額と負債・資本合計額は当然に合致する関係にあります。